

かすがい「人・夢創り」文化スポーツ大使設置要綱

(設置)

第1条 文化及びスポーツの分野において活躍した人の豊富な経験から得た人生観、チャレンジ精神等の伝達を通して、市民の心豊かな人間性の形成を応援するとともに、市の魅力を市内外に発信し、市民の地域への誇り及び愛着の醸成を図るため、かすがい「人・夢創り」文化スポーツ大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、次のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化及びスポーツの分野において活躍した者
- (2) 市に関係が深い者
- (3) 前条に規定する大使の設置の趣旨に賛同する者

(任期)

第3条 大使の任期は、3年までの期間で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第4条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 大使としての活動の遂行ができなくなったとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行為のあったとき。

(活動)

第5条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市長の要請により講演会、スポーツ大会、イベント等に出席し、自己の経験の伝達又は市の魅力の発信等を行うこと。
- (2) 自らの活動において市を広く紹介すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動

(謝礼)

第6条 市長は、大使が前条第1号の活動をしたときは、別表に定めるところにより謝礼金を支給することができる。

(事務)

第7条 大使に関する事務は、文化スポーツ部文化・生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

活動内容	活動場所	謝礼金	
1 講演、実演又は実技	市内	1回につき10,000円以内で市長が定める額	
	市外	1回につき15,000円以内で市長が定める額	
2 前項を除く各種イベントへの参加又は出席	市内	半日につき	5,000円以内で市長が定める額
		1日につき	10,000円以内で市長が定める額
	市外	半日につき	7,500円以内で市長が定める額
		1日につき	15,000円以内で市長が定める額
3 その他市長が必要と認める活動	50,000円以内で市長が必要と認める額		